



山形県公報

平成21年2月20日(金)
第2020号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                            |                   |     |
|----------------------------|-------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....        | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 133 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....      | (同) ...           | 同   |
| 国土調査の成果の認証.....            | (農村計画課) ...       | 134 |
| 同 .....                    | (同) ...           | 同   |
| 民有保安林の指定の予定.....           | (森林課) ...         | 同   |
| 道路の区域の変更.....              | (村山総合支庁建設総務課) ... | 135 |
| 県道の供用の開始.....              | (同) ...           | 同   |
| 同 .....                    | (同) ...           | 同   |
| 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出..... | (都市計画課) ...       | 同   |

### 公 告

|                           |                   |     |
|---------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (庄内総合支庁地域支援課) ... | 136 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....        | (商業経済交流課) ...     | 同   |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------|------------|
| 特定非営利活動法人きずな<br>米沢市相生町7番41号 | ヒューマンアシスト介護事業所<br>米沢市相生町7番41号 | 訪問介護      | 平成21. 2. 9 |

#### 山形県告示第134号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                   | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人きずな<br>米沢市相生町7番41号 | ヒューマンアシスト介護事業所<br>米沢市相生町7番41号 | 介護予防訪問介護    | 平成21. 2. 9 |

## 山形県告示第135号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
- 2 調査を行った期間  
平成8年5月31日から平成10年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
漆山、池黒及び宮内の各一部
- 5 認証年月日  
平成21年2月12日

## 山形県告示第136号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成20年11月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字中山の一部
- 5 認証年月日  
平成21年2月12日

## 山形県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市小国字谷地田92 - 1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。  
字谷地田92 - 1（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐は、択伐による。
  - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                   | 延長      |
|-----------------------|---|------|-------------------------|---------|
| 山形市大字山寺字中地藏1973番383から |   | 旧    | 12.0メートル                | 394メートル |
| 同 1973番369まで          |   |      | 7.0                     |         |
| 同                     | 上 | 新    | 15.0メートル<br>7.0<br>11.5 | 同上      |

## 山形県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺字中地藏1973番383から  
同 1973番369まで
- 3 供用開始の期日 平成21年2月20日

## 山形県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年2月20日から同年3月5日まで縦覧に供する。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市六日町715番1から  
同 697番6まで
- 3 供用開始の期日 平成21年2月20日

## 山形県告示第141号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、天童市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地区画整理事業の名称  
山形広域都市計画事業天童市老野森土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成21年1月19日付け指令都計第24号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成21年1月20日

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年2月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 鳥海いぶき
  - (2) 代表者の氏名  
小野 明美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前48番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子供たちを中軸とした様々な自然体験やふれあい活動を通して子供の健全育成に努めながら、心豊かな地域社会の創造を目指し、もって継続的な社会貢献ならびに公共の福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成21年6月20日まで縦覧に供する。

平成21年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品長井店  
ファッションセンターしまむら長井店  
長井市小出字館西3846番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内 伸二  
鈴木庄一 長井市台町13番13号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内 伸二  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 野中 正人
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年10月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3121.32平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 166台
  - (2) 駐輪場の収容台数 56台
  - (3) 荷さばき施設の面積 170平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 48.92立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 株式会社カワチ薬品

(イ) 開店時刻 午前9時

(ロ) 閉店時刻 午後10時

ロ 株式会社しまむら

(イ) 開店時刻 午前10時

(ロ) 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

イ 株式会社カワチ薬品

午前7時から午後9時まで

ロ 株式会社しまむら

終日

8 届出年月日

平成21年2月6日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年6月20日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ  | 行 | 誤    | 正     |
|------------|-----------|------|---|------|-------|
| 平成20.12.12 | 第2002号    | 1564 | 8 | 管轄区域 | 管轄区域内 |

平成21年 2月20日印刷  
平成21年 2月20日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056